

## 伐採及び伐採後の造林の届出制度について

自分の森林の立木なら、自由に伐採していいと思っておられる森林所有者の方はおられませんか？

たとえ自分の森林でも、立木を伐採するときは、森林法により、事前に、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出が必要です。また、森林法改正にともない、伐採後の造林が完了した際にも、「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を提出していただくことになりました。

### ◆届出や報告の提出は、なぜ必要なのか？

森林には、土地の保全（土砂災害等の防止）や水源の涵養や地球規模での環境保全（温暖化防止）や多種多様な生物の生息、保健休養の場、木材等の林産物を生産する場として、さまざまな働きを担っています。このような森林の働きを持続させるために、森林法に基づき、大山町森林整備計画が定められています。「伐採及び伐採後の造林の届出制度」は、森林の伐採や伐採後の造林が「大山町森林整備計画」に適合して適切に行われるかを確認するための制度です。

### ◆届出先

大山町役場農林水産課（中山支所）

に届け出します。様式は全国共通なので、林野庁や鳥取県等の公式HPからもダウンロードできます。

### ◆その他

両届出の提出を怠ると森林法により罰せられます。また、届出を提出していても、届出内容と異なる行為を行った場合も同様です。

### ◆問い合わせ先

農林水産課

☎ 0858-58-6116

森林（民有林）の立木を伐採するときます。森林の保育のための間伐も届出の対象になります。

ただし、保安林や1haを越える林地の開発（林地開発制度）は、県と別途協議が必要です。

また、竹林や枯死木の伐採や農地や宅地内の立木の伐採や災害に際して、緊急性の高い伐採及び除伐の場合、届出は必要ありません。

### ◆だれが届出をするの？

森林所有者が自分で、あるいは他人に請負わせて伐採する場合は、森林所有者が届け出ます。

伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合、または、伐採する者と造林する者が異なる場合は、連名で届け出ます。

### ◆届出期間

「伐採及び伐採後の造林の届出」

伐採を始める90日から30日前まで。

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」

造林を完了した日から30日以内。

## 届け出の施業内容について 森林の多様な働きが發揮 できるかを審査します

